

令和3年度旭市特別養護老人ホーム整備法人公募要領

1. 公募の趣旨

旭市では、旭市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

本公募は、その一環として、老人福祉法第20条の5に定める特別養護老人ホームの整備について、千葉県からの求めに応じて旭市から「意見書」を提出するための選考に当たり、公平性及び透明性の確保を図るために行うものです。

応募に当たっては、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令及び関係通知並びに本要領を遵守し、関係機関等と事前相談を行ってください。

選定した法人については、旭市から千葉県に対し特別養護老人ホームに係る整備法人として意見書を提出します。

ただし、当該施設整備の要望が千葉県に採択されない場合もありますが、この場合、市はいかなる責任も負いませんのであらかじめご了承ください。

2. 公募施設の概要

(1) 事業種別及び整備量

種別		定員	形態	募集施設数
特別養護老人ホーム (広域型)	創設	80名	ユニット型	1

※併設するデイサービスセンター、短期入所生活介護事業所の整備については応募者の任意とします。

(2) 整備年度

令和4年度から令和5年度までの2か年とします。

3. 応募資格

応募事業者は、以下の資格要件のすべてを満たす必要があります。

- (1) 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人、または当該施設の整備に当たって社会福祉法人の設立を予定している事業者。
- (2) 介護サービスを提供するために必要な能力、資産及び意欲を有しており、公租公課の未納がなく、長期に安定した運営が可能であること。
- (3) 介護保険法第86条第2項各号に該当しないこと。
- (4) 所管庁の指導監査等における指摘事項が改善済み、かつ過去に法人及び施設運営において重大な問題等を起こしていないこと。
- (5) 旭市暴力団排除条例（平成24年3月28日旭市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。また、役員

- (就任予定者を含む)等が同条例第2条第2項に規定する暴力団員又は同条例第2条第3号に規定する暴力団員等に該当しないこと。
- (6) 応募法人自らが開設し、指定を受けるものであること。

4. 開設の条件等

(1) 対象地域

市内全域を対象としますが、公共交通機関等交通の利便性及び災害に対する安全性が確保された立地とすること。

※急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条で定められた急傾斜地崩壊危険区域に指定されていないこと。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第6条で定められた土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

※建設計画地での開発について、必ず旭市役所都市整備課等と事前に調整のうえ、計画の実現性を確認してください。

(2) 事業用地

自己所有又は取得が確実に見込まれること。また、借地とする場合は特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間(50年以上)の地上権または賃借権を設定・登記すること。この場合賃借料は無料又は極力低額であり、法人が当該賃借料を長期間に亘って安定的に支払う能力があると認められること。

事業用地は、開発行為等の許認可が確実に得られること。

※事業用地は抵当権等施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、当該権利の抹消が確実なことを条件とします。新たに事業用地を確保する場合であっても、応募時に土地を購入する必要はありません。土地の売買確約書等により状況を確認します。

(3) 地元説明について

施設整備及び運営に当たっては、周辺の環境に適合した外観とし、隣接地への日照権等にも配慮するとともに、地域住民の理解が得られるよう十分な説明を行ってください。地元及び近隣の自治会(町内会)、隣接住民及び隣接地の地権者、排水路の水利権者に対しては、説明会を実施し、同意書を必ず取得してください。また、説明経過に係る調書を作成してください。

地域住民への説明に当たっては、「今回の説明は、旭市に計画書を提出するための説明であり、現段階で施設整備が決定したものではない」旨を説明資料に記載する等、十分注意して行ってください。

なお、地域住民への説明は、形式的な同意書等を求めるだけのものではありません。円滑に事業を進められるよう、住民に理解と協力を求めることが必要です。

※県との事前協議終了までに地元同意が得られない場合は、選定を取り消します。

(4) 建物・設備等の要件

建物・設備に関しては公共性を重視し、過度の投資により事業運営に支障が無いよう配慮すること。

施設基準は、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第67号）」及び「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第70号）」を遵守すること。

公募応募期限の3週間前までに、千葉県健康福祉部高齢者福祉課施設整備班へ図面等事前審査の予約を行い、審査を受けること。施設整備計画、開設に当たっては千葉県の指導に従うこと。

※参考「令和4～5年度整備における老人福祉施設建設の手引き」

(5) 開設時期

令和5年度中に開設できること。

5. 資金計画

(1) 整備に必要な資金等について

建設時の資金及び開設後の運転資金等について、長期・短期の資金計画を立ててください。

(2) 施設整備に係る補助制度について

千葉県から補助金が交付される制度があります。詳細は千葉県のホームページで公開されている「令和4～5年度整備における老人福祉施設建設の手引き」を参照し、必要に応じて千葉県健康福祉部高齢者福祉課に問い合わせてください。

(3) 融資制度について

独立行政法人福祉医療機構から融資を受けることができます。

応募前に、独立行政法人福祉医療機構へ融資相談を行ってください。

6. 選定方法

(1) 整備法人の決定方法

整備法人は、旭市公的介護施設等事業者選定委員会による審査の結果を踏まえ、市長が決定します。

(2) 審査方法

審査は、書面審査及び面接審査を行います。

面接審査は、応募者によるプレゼンテーションと審査員によるヒアリングを行います（応募者の出席は3名以内とします）。

なお、審査の結果、得点が審査基準の6割に満たなかった場合、整備法人なしとする場合があります。

(3) 審査項目

旭市特別養護老人ホーム整備法人公募審査基準に記載のとおり。

(4) 選考結果の通知及び公表

選考結果は、すべての事業者にも文書で通知します。また、選考結果を旭市ホームページで公表します。

7. 選考スケジュール

今後のスケジュールは次のとおりです。なお、状況によって日程等の変更を行う可能性もありますので、予めご了承ください。

応募書類受付期間	令和3年6月28日（月）～ 令和3年8月13日（金）
質問受付期間	令和3年6月28日（月）～ 令和3年7月16日（金）
質問回答	令和3年7月27日（火）
第一次審査（書類審査）	令和3年8月16日（月）～ 令和3年8月20日（金）
第二次審査（ヒアリング審査）	令和3年8月26日（木）
選定結果通知	令和3年9月上旬

8. 応募手続き

本公募への申込みを希望する法人は、次により公募申込書類を提出してください。公募申込書類を提出した法人を応募法人とします。

(1) 受付期間及び提出場所

- ・受付期間 令和3年6月28日（月）～令和3年8月13日（金）

※電話予約のうえ来庁してください。

※受付時間は、確認の都合上午前9時から午後4時までとします。

- ・提出場所 旭市ニの2132番地

旭市役所高齢者福祉課介護保険班（市役所1階）

(2) 提出書類

提出書類は、次頁の表のとおりです。作成に必要な書式等については、旭市ホームページからダウンロードしてください。

本申込みの受付期間終了後は、応募者都合による計画変更は一切認めません。

なお、旭市の必要に応じ、市から書類追加及び補正等を求めることがあります。

契約者同士で原本を保管する必要がある、写しでの提出とする書類については理事長名での原本証明を必ず行ってください。

【例】

この写しは原本と相違ありません。

令和3年〇月〇日

社会福祉法人 〇〇

理事長 〇〇 〇〇 理事長印

【提出書類一覧】

No.	内容	様式番号
1	全体目次（提出書類等一覧）	—
2	令和３年度特別養護老人ホーム整備法人公募申込書	様式１
3	定款	—
4	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	—
5	代表者経歴書	様式２－１
6	役員・評議員名簿一覧表	様式２－２
7	法人概要一覧表	様式２－３
8	直近３か年の決算書	—
9	直近３か年の実地指導結果通知の写し（法人、介護保険事業所）	—
10	上記指導結果通知に対する改善報告書の写し	—
11	法人事業概要（パンフレット等）	—
12	施設等整備の動機等	様式３
13	事業計画書	様式４－１
14	公図の写し及び同写しに隣接地所有者を表記したもの	—
15	周辺地図（敷地周辺の写真）	—
16	土地の登記簿謄本	—
17	土地の寄付を受ける場合＝寄付確約書	—
18	土地を購入する場合＝売買確約書	—
19	土地を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—
20	埋蔵文化財の有無	—
21	地域住民との話し合いの経過及び状況（一覧）	様式４－２
22	地元説明経緯個別調書（隣接地権者）	様式４－３
23	地元説明経緯個別調書（近隣者・地元自治会等）	様式４－４
24	都市計画に整合していること（協議状況）がわかるもの、都市計画に該当しない場合は下水道・排水関係（放流先の協議状況・同意状況）がわかるもの	—
25	同意書（隣接地権者）	—
26	同意書（近隣者・地元自治会等）	—
27	同意書（排水路の水利権者）	—
28	事業工程表	様式５
29	位置図（縮尺１／２５００程度）	—
30	建物配置図（Ａ３判）	—
31	平面図（Ａ３判）	—
32	立面図（Ａ３判）	—

33	部屋別面積表	—
34	建物を賃借する場合＝無償貸与確約書又は賃貸借確約書	—
35	施設開設後の収支計画書（3か年分）	—
36	事業費・資金調達内訳等一覧表	様式6
37	借入金償還計画書	—
38	管理者予定者経歴書 資格証明書等	様式7－1
39	従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表	様式7－2
40	質問票 ※質問がある場合	様式8
41	応募辞退届 ※応募を辞退する場合	様式9

（3）提出部数

10部（正本1部、副本9部）とします。

（4）作成上の注意

提出書類の規格は、原則、日本工業規格A4版（図面はA3版）としてください。

「1 全体目次」を先頭に、ファイルやバインダー等で左綴じにしてください。

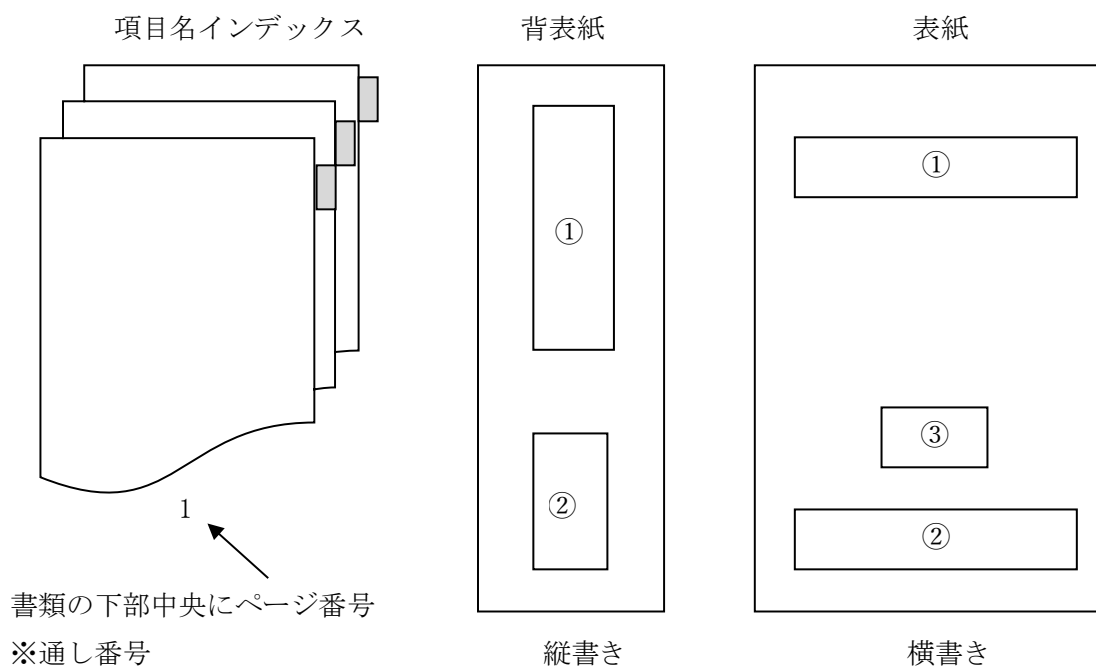
ページ番号は、下部中央に表記してください。

提出書類には、番号と項目名を記したインデックスを付けてください。

ファイル・バインダー等の背表紙及び表紙には以下の事項を記載してください。

- ① 令和5年度開設分公募申込書（特別養護老人ホーム）
- ② 法人名
- ③ 正本または副本の区分

【例】



9. 応募に当たっての留意点

- (1) 応募に要した費用はすべて応募法人の負担となります。
- (2) 不備・不足等がある申請は受付できませんので、提出日には余裕を持ってください。
- (3) 応募書類は理由の如何を問わず返却いたしません。
- (4) 本応募における用地（建物）所有者（権利者）、地域住民その他の関係者との間に発生したトラブルについて、本市は損害賠償請求や求償、その他一切の責任を負いません。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合、選定後であっても失格とします。
- (6) 事業者評価後の協議において以下のア～エに該当し、事業計画が成り立たないことが判明した場合や、重大な不備等があることが判明した場合には、決定を取り消す場合があります。
 - ア．必要な許認可が取得できない場合
 - イ．資金計画に大幅な変更が生じた場合
 - ウ．事業計画の変更が生じた場合
(定員、計画地の変更、その他本要領の要件に適合しない変更等)
 - エ．その他事業を執行する上で支障等が発生した場合
- (7) 応募受付後に辞退する場合は、応募辞退届（様式9）を提出してください。

10. 質問等の受付について

- (1) 受付期間
令和3年6月28日（月）から令和3年7月16日（金）午後4時まで
- (2) 質問票の作成について
質問票（様式8）に要旨を簡潔にまとめ、質問事項1件ごとに1枚作成してください。
- (3) 提出方法
FAX又は電子メールにより送信のうえ、送信後は、11. の担当宛に電話による着信確認をしてください。
なお、電話及び口頭での質問はご遠慮ください。
- (4) 質問に対する回答
質問受付期間中に受け付けた質問については、質疑回答書を作成し、令和3年7月27日（火）に市のホームページに掲載します。
- (5) 質問に際しての留意事項
指定基準等に係る質問や、国の通知やQ & A等で確認できる内容については、原則、回答しませんので予めご了承ください。

11. 担当・お問い合わせ

〒289-2595 千葉県旭市ニの2 1 3 2 番地

旭市高齢者福祉課介護保険班 杉山・椎名・崎山

電話 0 4 7 9－6 2－5 3 0 8

FAX 0 4 7 9－6 2－2 1 7 0

E-mail kaigo@city.asahi.lg.jp